

●香川県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年1月28日から同年2月18日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字下峠399番 5地先から 高松市西植田町字下本谷 330番1地先まで	9.8~47.0	257	平成26年香川県告示第336号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年1月28日